六　事業規模算定期間　旧事業に係る事業の規模を算定する場合にあつては判定連結親法人又は連結子法人等の合併等直前期間（合併等の日の一年前の日から当該合併等の日までの期間をいう。）又は合併等直前連結事業年度等（判定連結親法人又は連結子法人等の当該合併等の日を含む連結事業年度（当該合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）の直前の連結事業年度（当該直前の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）をいう。）をいい、第一号ハ⑶に規定する非従事事業に係る事業の規模を算定する場合にあつては合併等以後期間（合併等の日以後の期間を一年ごとに区分した期間をいう。）又は合併等以後連結事業年度等（判定連結親法人又は連結子法人等の当該合併等の日以後に終了した連結事業年度（当該合併等の日以後に終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）をいう。）をいう。

15　第十三項の被合併法人等が次の各号に掲げる法人に該当する場合における当該被合併法人等の同項に規定する所得の金額は、当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該被合併法人等の当該各号に定める金額とする。

一　法人税法第二条第六号に規定する公益法人等又は内国法人である人格のない社団等　同条第十三号に規定する収益事業（次号において「収益事業」という。）から生じた所得の金額（当該所得に対する法人税の額につき同法第八十条の規定の適用があつた場合には、同条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた欠損金額に相当する金額を控除した金額）

二　外国法人　法人税法第百四十一条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得に係る所得の金額（人格のない社団等にあつては収益事業から生じた所得の金額に限るものとし、当該国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額につき同法第百四十四条の十三の規定の適用があつた場合には同条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた欠損金額に相当する金額を控除した金額とする。）

16　資金借入れ等により行われることが見込まれる事業の内容が明らかである場合には、判定連結親法人又は連結子法人等のいずれかが判定連結親法人及び各連結子法人等の全ての旧事業の事業規模（第十四項第一号ハ⑵に規定する事業規模をいう。以下この項において同じ。）の合計額のおおむね五倍を超える資金借入れ等を行つたかどうか又は行うことが見込まれているかどうかの判定（判定連結親法人又は連結子法人等が旧事業の事業規模のおおむね五倍を超える資金借入れ等を行つたかどうか又は行うことが見込まれているかどうかの判定を含む。）については、法人税法施行令第百十三条の二第十三項及び第十四項の規定を準用する。この場合において、同条第十三項中「当該旧事業の譲渡収益額、貸付収益額若しくは役務提供収益額」とあるのは「租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第十四項第一号ハ⑵（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に規定する旧事業（以下この項及び次項において「旧事業」という。）の譲渡収益額（同条第十四項第五号イに定める金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）、貸付収益額（同条第十四項第五号ロに定める金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは役務提供収益額（同条第十四項第五号ハに定める金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）」と、「当該新事業」とあるのは「新事業（同条第十六項に規定する見込まれる事業をいう。以下この項及び次項において同じ。）」と、同条第十四項中「同項の資金借入れ等を行つた日の属する事業年度の確定申告書」とあるのは「租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第十二項第一号に規定する判定対象年度の連結確定申告書」と読み替えるものとする。

第三十九条の四十五第一項中「中小連結法人」の下に「（同項第五号の二に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）」を加える。

第三十九条の四十八第六項第一号イ及びロ中「第三十九条の三十九第二十二項各号」を「第三十九条の三十九第二十七項各号」に改める。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年四月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十三号

関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十六号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

関税定率法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、平成二十九年十月八日とする。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年四月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十四号

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十八号）附則第一条第一号及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は平成二十九年六月一日とし、同条第二号に掲げる規定の施行期日は同年九月一日とする。

法務大臣　金田　勝年
内閣総理大臣　安倍　晋三

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年四月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三